令 和 ８ 年 １１月
国土交通省住宅局
住宅総合整備課
安心居住推進課
市街地建築課

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

１．改正の背景

ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、本年３月に成立した所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）により改正された所得税法（昭和40年法律第33号）第81条の規定により、ひとり親控除の控除額が現行の35万円から38万円に引き上げられることとなった。

下記の各省令においては、特定優良賃貸住宅等への入居資格や家賃算定等に係る「所得」や「収入」についての控除の一つとしてひとり親控除が規定されているところ、特定優良賃貸住宅等におけるひとり親控除についても、今般の所得税法改正の趣旨を踏まえ、控除額を現行の35万円から38万円へ引き上げる必要がある。

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成５年建設省令第16号）第１条第４号
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成９年建設省令第15号）第18条
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第１条第３号
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号）第１条

２．改正の概要

（１）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部改正

各省令に規定するひとり親控除の控除額を現行の35万円から38万円へ引き上げる。

（２）経過措置

本規則の施行日時点で現に入居している者や新規入居者に係る所得や収入の計算について、所要の経過措置を設けることとする。

３．今後のスケジュール（予定）

公布：令和８年 12 月下旬

施行：令和 10 年１月１日